

令和元年度
墨田区障害者差別解消支援地域協議会 議事要旨

日 時 令和元年11月22日（金）15時～16時

場 所 すみだリバーサイドホール（区役所併設）1階 会議室

1 開 会

2 議 題

（1）障害者差別解消に関する国と都の動向

（2）区の実践について

（3）相談事例の共有について

3 閉 会

<資 料>

【資料1】墨田区障害者差別解消支援地域協議会委員名簿

【資料2】墨田区障害者差別解消支援地域協議会について（説明資料）

【資料3】障害者差別解消法に係る墨田区の実践について

【参考資料】

- 1 墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例啓発パンフレット
- 2 東京都障害者差別解消条例リーフレット
- 3 東京都障害者差別解消法ハンドブック（平成30年10月改定版）
- 4 話そう！手のことば～おもてなしの手話BOOK
- 5 東京都主催 障害者差別解消シンポジウムチラシ

●墨田区障害者差別解消支援地域協議会委員

(敬称略)

氏名		所属	出欠
柳田 正明	会長	墨田区障害者審査会委員・山梨県立大学	出席
清水 裕三		特定非営利活動法人 のぞみ	〃
長島 孝		社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	欠席
磯井 理栄		社会福祉法人 墨田さんさん会	出席
河野 元毅		特定非営利活動法人 とらいあんぐる	〃
野本 直洋		墨田区 福祉保健部 障害者福祉課 すみだ障害者就労支援総合センター	欠席
柳 牧子		社会福祉法人 おいてけ堀協会	出席
前田 輝和		株式会社 ラックコーポレーション	〃
菊池 由生子		東京都立墨東病院	欠席
荘司 康男		墨田区障害者団体連合会	出席
三宅 裕		墨田区肢体障害者福祉協会	〃
浅岡 ミサ子		墨田区視覚障害者福祉協会	〃
荘司 ちづ子		墨田区聴覚障害者協会	〃
庄司 道子		墨田区手をつなぐ親の会	〃
菊池 昌子		墨田区肢体不自由児者父母の会	〃
三浦 八重子		墨田区精神障害者家族会	〃
上條 久美		東京商工会議所 墨田支部	欠席
森山 育子		墨田区観光協会	〃
土田 公夫		東京都立墨東特別支援学校	出席
山内 達夫		東京都立墨田特別支援学校	〃
鎌形 由美子		墨田区民生委員・児童委員協議会	〃
小川 修		墨田公共職業安定所	〃
栗田 陽		墨田区社会福祉協議会	〃
村田 里美		人権同和・男女共同参画課	〃
西塚 至		墨田区 福祉保健部 保健衛生担当 保健予防課	〃
石坂 泰		教育委員会事務局 指導室	〃
宮本 佳代子		墨田区 福祉保健部 障害者福祉課	〃

<事務局出席者> 障害者福祉課・保健予防課

1 開 会

障害者福祉課長挨拶 省略

会長挨拶 省略

2 (1) 障害者差別解消に関する国と都の動向

●事務局

国の動向については、障害者基本計画の策定または変更にあたって、調査審議や意見具申を行うために、内閣府に障害者政策委員会が設置されています。この障害者政策委員会に置いて、本年2月の第45回から障害者差別解消法の見直しが始まっており、現在もその議論が続いている状況です。特に議論が必要な点として、以下の4点があがっています。

1つ目は、事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされているが、事業者の取組を促すための方策について、どう考えるか。2つ目は、個別事例の把握に資するとともに、障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するための相談・紛争解決体制の在り方について、どう考えるか。3つ目は、障害者差別解消支援地域協議会の設置の促進、活性化を図るための方策について、どう考えるか。4つ目は、差別の定義・概念をより明確化することについて、どう考えるか。この4点については、自治体の連絡会などを行っている中でも毎回話題になっており、議論が交わされているところです。

次に都の動向について、東京都では、共生社会、ダイバーシティの実現に向けて、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を制定し、平成30年10月に施行されました。本日配布した参考資料の中にもチラシがございます。<【参考資料2 東京都障害者差別解消条例リーフレット】に沿って、条例の概要を説明>

民間事業者の合理的配慮の提供が義務化された点については、法律と異なる点です。

都では、都の条例の一層の普及啓発、障害者の理解促進を図る取り組みとして、今年度、様々な事業を実施しています。その中でも、初めての実施となる「障害及び障害者理解研修事業」については、講演会やシンポジウムのように話を聞くだけではなく、毎回30～40人規模での対話形式のワークショップや勉強会、研究会という形式で行われています。今後10回程度にわたり、各地域で行われる予定であり、都のホームページなどで参加募集もしております。機会があれば皆さんにも情報提供させていただきたいと思っております。また、来月12月20日には、障害者差別解消シンポジウムも行われますので、本日お配りしたチラシ（【参考資料5 東京都主催障害者差別解消シンポジウムチラシ】）をご覧ください。

障害者差別解消法については、国や都でも様々なかたちで検討・見直し等も含め進められていますので、区でもそういった動向を注視していきたいと考えています。

2 (2) 区取組について

<「【資料3】障害者差別解消法に係る墨田区取組について」に沿って、事務局より説明>

■委員からの意見及びご質問等

●A委員

資料は事前配付されるべきだと思います。これだけの委員に集まっていたら、意見を聴こうというのであれば、委員は事前に資料を確認してから当日に臨むというのが本来ではないかと思

います。また、国と都の動向については口頭での説明でしたが、貴重な内容も含まれていますので、簡単なメモでも資料として配布していただいたほうが良いと思います。

●事務局

ご指摘のあった点について、貴重なご意見として受け止め、次回からは可能な限り、事前の皆様のお手元に届くよう準備させていただきます。

●B委員

合理的配慮の提供について、行政機関は「義務」であるとされていますが、「義務」という言葉には抵抗があります。「義務」であるとしたら、みんなが手話を覚えるべきだと思いますが、そのような行動はみられません。障害者は弱い立場にあるので、行政として、当たり前のこととして、障害者に寄り添うべきだと思います。それを「義務」ということに違和感があります。

●事務局

ご意見のとおり、「義務」だからやらなければならないということではなく、誰もが、障害のある方に寄り添い、配慮することが当然だという社会であることが大切だと思います。ただ、法律・条例の条文として、「義務」という文言になってしまうことについてはご理解いただけたらと思います。

●B委員

私たちは耳が聞こえず、音声言語がわからないため、ろう学校に通っていました。社会に出ても困らないようにという教育を受けてきました。つまり、今まで健聴者に合わせる努力をしてきたということです。私たちは聞こえないということで限界があるので、健聴者にはもう少し配慮をしていただきたいと思います。それで問題はすべて解決できると思っています。

●会長

この障害者差別解消法は、差別ありきで、それを無くそうという内容なので、本来は無いほうが良い法律です。差別はないという前提にも関わらず、差別を無くそうという内容で、ある意味矛盾を含んでいると思います。この法律で「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮は義務」という言葉を使っていますが、適切なのだろうかと思っています。委員には重要なお指摘をいただいたと思います。本来なくてもよい法律ではないかと思っており、それを皆さんに押し付けるつもりはありませんが、そのような考え方もあるということをお気になっていただきたいと思います。

2(3) 相談事例の共有について

<障害者差別解消法に係る区への相談事例について、事務局より説明>

■委員からの意見及びご質問等

●B委員

相談事例の中で、聴覚障害のある方からの相談が一つもなく、聞こえない人についての問題が何もなかったという誤解をされてしまうのではないかと思います。

●事務局

委員のおっしゃるように、区に相談のあった事例の報告をさせていただいたため、区に届いていない相談事例はご報告できていないというのが実態です。聴覚障害のある方は、なかなかご自

身で、こういうことが困っていると申し出ることが少ないように思いますので、委員からも会合などの際に、何か困ったことがあったらメールやファックスなどでもご相談くださいと伝えていただけたらと思います。今回の報告させていただいた事例は7件のみでしたが、実際は生活の中でいろいろなことが起きていても、相談まではしていないという方もいらっしゃると思います。相談事例が多ければ良いということではないかと思いますが、相談事例を共有することによって、今後どのように改善していったらよいかの大切な資料になるかと思います。何かあった際には情報提供をいただければと思います。

●B委員

聴覚障害のある方から相談がなかった理由を知っていただきたいと思います。イベントなどで聞こえない方が参加しても受付に手話ができる方はいないですし、相談窓口に行ってもすべて解決ができないことが多く、最初からあきらめて相談に行かないということがあります。区に相談のあった事例の報告内容は目に見えることです。聴覚障害のある方にとっては、目に見えない「心のバリア」というものがたくさんあり、それがとても重要です。そのことが相談事例として報告されていないことが差別ではないかと思います。

●会長

障害となっている物理的な段差などの解決も必要ですが、むしろ、その段差を越えた先で、その人が何をしたいか、何を求めているのかを考える重要性に目を向けることも大切です。様々なご意見をいただき、この場で協議を深めていければよいかと思います。

●C委員

私は相談員をやっているのですが、電話で相談を受けることがあります。最近、一番多かった相談が、ユニバーサルデザインタクシー（車いすを利用する人や足腰の弱い高齢者の方などが利用しやすいタクシー）の乗車拒否の問題です。車いすで乗れるといいながら、乗せてくれないことが多くあります。先日、ある会議の際に車いすのお子さんと来た方がいて、タクシーに乗ろうとしたところ、運転手さんも一度しか研修を受けておらず、シートのたたみ方、スロープの出し方がわからず、乗るだけで25分もかかったそうです。降りるときもシートを戻すのを手伝わなければならない、また時間がかかったそうです。これは、タクシー会社だけの問題ではなく、もう少し運転手さんが使いやすい車にしてくれたらと思います。病院で待っていて、ユニバーサルデザインタクシーが来たので乗ろうとしたら断られた、という話もとても多いです。

また、シニアカーについてですが、杖を使えば歩ける方もいて、スーパーなどではそのまま入れないので、入口にシニアカーをおいておけるスペースが欲しいという相談もありました。

重度の肢体不自由があると、おむつを替えるためのユニバーサルベッドがある場所が必要なので、増やしてほしいと思います。また、吸引のための電源を貸してくれるお店、場所もあるとよいと思います。

●会長

福祉に関わる人だけで差別解消といっているけれども、なかなか進みません。外に発信していく必要があると思います。本協議会には民間事業者の方がいらっしゃいますが、本日はご欠席なので、次回のご意見もいただきたいと思います。

●C委員

バリアフリーマップやアプリがありますが、例えば、区の施設、区的生活介護事業所、高齢者

のショートステイでもいいですが、ユニバーサルベッドがあるところもあると思うので、「このベッドは何時から何時までは利用可能です」と、コンビニのトイレのような形で、貸していただけたところがあると助かると思います。墨田区の南部には、ほぼユニバーサルベッドはないと思います。散歩していても、トイレや電源がないと不安になり、トイレがないと行動範囲がとでも狭められてしまいます。区内施設を借りてイベントをしようとしてもトイレがないので、トイレだけのために和室を借りたり、離れた施設に行かなければならないことも多いです。ユニバーサルベッドが使える場所を示していただけるだけでありがたいので、よろしくお願いします。

●事務局

バリアフリーマップの所管部署に確認し、可能かどうかも含め相談したいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

●会長

せっかくの機会ですので、教育関係の委員から何かございますでしょうか。

●D委員

学校では、障害者だけではなく、大きく人権教育の中で小学校1年生から人権教育プログラムに基づいて指導をしています。そのような中で、子どもたちが差別意識のない心を育てていけるよう取り組んでいます。

●E委員

特別支援学校においても、人権教育プログラムに基づき、年間計画を立てて指導しています。自らが障害のある子どもたちなので、子どもたちがより豊かな生活を送るためにも、積極的に地域に出ていく必要があると思っています。

●会長

就労関係でお話があれば伺いできますでしょうか。

●F委員

職業相談の窓口をしていますが、ハローワークにお越しになる方は、就職したいとご自身で準備できている方が多いかと思います。合理的配慮の提供に関しては、会社に対しその方の障害特性や配慮事項を説明して、仕事しやすい環境に配慮していただくようにしています。

●B委員

教育関係、就労関係の委員のお話を伺いましたが、もう少し具体例をお話いただけたらと思います。

●D委員

具体的な授業の内容はご提供できないのですが、学校では教員の人権的な感覚を養うため、年に3回、各校必ず1名参加ということで、差別解消をテーマに研修を行っています。障害者のことだけではなく、外国人の方、女性の方に対するものも題材にしながら研修を行っています。

●会長

ほかにご意見があれば、発言をお願いいたします。

●G委員

精神障害のある方が通所する就労継続支援B型事業所を運営しており、外に働きに行ったり、内職でお仕事をもらったりしています。大きな会社だと受け入れ態勢もしっかりして、障害の特

性もわかって、フォローしてくださることもあります。個人の会社では難しいことがあります。掃除の仕事などでは、精神障害のことをなかなか理解してもらえず、「もっと頑張れ」と言われたり、厳しく接する方もいます。条例のパンフレットにあるように、精神障害のある方は敏感さや繊細さがあるので、穏やかな口調で伝えていただきたいのですが、お仕事をもらっている立場で、来なくていいよと言われてしまうのではないかと考えると伝えづらいところがあります。内職でも、あなたたち職員がバシバシ言わないとダメだと言われてたりしますが、違うと思ってもなかなか伝えられない実情があります。わかってもらうにはどうしたらよいかと考えます。

●会長

精神障害の特性について伝えようとしても言いづらいということがありましたが、相手に対し思ったことを言わなくなるということは、障害のある方が我慢することになってしまいます。怒られて、発言しなくなってしまうのは、あまりよろしくないもので、今日明日にというのは難しいと思いますが、じっくり時間をかけて関係づくりをしていくことが大切かと思えます。

●障害者福祉課長

本日は、本当に貴重なご意見をいただきましたと思っております。先ほど、区に寄せられた相談事例のご紹介をしましたが、日常生活の中や現場で、実際にどういった場面に遭遇されているのか、どういったことを感じているのか、この場で教えていただき、協議会の皆さんに共有していただけることが、非常に重要だと感じました。今後ともお力添えのほど、よろしくお願いいたします。

●会長

時間があれば、お一人ずつご発言をいただきたいところですが、時間が参りましたので終了とさせていただきます。タクシーの乗車拒否の話もありましたので、ぜひ次回は民間事業者の方にも出席していただき、今回のような話を聞いていただける機会を作れたらよいと思います。さらにお話がある場合は、事務局のほうにお伝えください。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。